

更新(変更)のしおり 定款



2025年4月作成
(2025年4月2日以降更新・変更分)

取扱店・取扱担当者

もくじ

更新、他の保険契約への加入について	2
主な保険用語の説明	6
朝日生命は相互会社です	8
1. お客様の個人情報のお取り扱いについて	11
2. 保障の見直しをご検討の方へ	11
3. 保険金、給付金等をお受取りいただけない場合について	14
4. 保険金等をお受取りいただける場合、 お受取りいただけない場合の具体的事例について	17
5. 支払査定時照会制度について	24
6. 生命保険契約者保護機構について	26
7. リビング・ニース特約による保険金のお支払いについて	29
8. 保険契約者代理特約・指定代理請求特約・ 指定代理請求特約（2016）・ご契約内容ご家族説明制度について ..	34
9. 保険種類の変更について	42
10. 保険料の払込免除について	44
11. 保険料払込みの猶予期間と失効、失効取消、復活について	48
12. 保険料のお払込みが不要となった場合のお取り扱いについて	51
13. 保険契約者、死亡保険金等受取人の変更について	53
14. 債権者等による解約について	55
15. 保険金等のご請求に関する訴訟について	55
16. 諸請求に必要な書類について	56
17. 保険金等の支払期限について	58
定款	59
約款のレイアウトについて	65
朝日生命からのお願い	68

更新、他の保険契約への加入について

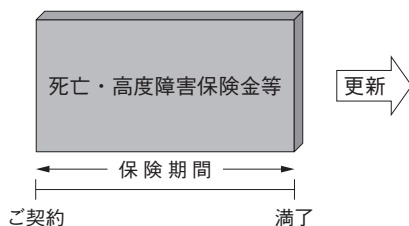
○お手元の次のご案内とあわせてご確認ください。

- 保険契約の更新のご案内
- 特約更新のご案内
- 保険王指定契約の更新のご案内

1. 更新について

保険期間が満了した場合、その翌日（更新日）以降、診査や告知なしで保障を継続することができます。このお取扱いを更新といいます。

[しくみ図]



- 更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢等により再計算されます。その場合、更新日現在の保険料率が適用され、一般的には、同一の保障内容で更新される場合、更新後の保険料は更新前よりも高くなります。
- 保険契約者から特にお申出がない限り、更新のお申出があったものとして保険期間満了日（または特約保険期間満了日）の翌日に、自動的に更新されます（更新しない場合は、保険期間満了日（または特約保険期間満了日）の2週間前までにお申出ください）。
- 更新のお取扱いにあたっては、更新前の最終の保険料が払い込まれることが必要です。
- 更新後の最初の保険料が払込猶予期間満了の日までに払い込まれないときは更新されなかったものとなります。
- 更新後のご契約の保険期間は、被保険者の年齢が80歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度として、更新前のご契約の保険期間と同一とします。なお、お申出により会社の取扱いの範囲内で、保険期

間を変更することができます。また、更新日の被保険者の年齢や保障内容等によっては保険期間が変わる場合があります。

- 特定損傷特約については、主契約の被保険者の年齢が60歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
 - 特定損傷特約Ⅱ型については、主契約の被保険者の年齢が30歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
 - 満了一時金付特定療養給付特約については、主契約の被保険者の年齢が60歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
 - 普通定期保険集団扱特約が付加されたご契約については、契約成立日から更新後の保険期間満了日までの期間が30年以内で、更新日の被保険者の年齢が80歳以下、かつ、更新後の保険期間満了日の被保険者の年齢が84歳以下の場合に取り扱います。
 - 契約日が2020年10月2日以降の先進医療特約（返戻金なし型）、引受基準緩和型先進医療特約（返戻金なし型）については、保険期間を10年とします。ただし、主契約の保険料払込期間の終期を超える場合は主契約の保険料払込期間の終期を限度とします。
 - 投薬治療支援特約（返戻金なし型）については、保険期間を10年とします。ただし、主契約の保険料払込期間の終期を超える場合は主契約の保険料払込期間の終期を限度とします。
- 保険金額等は、更新前のご契約と同一とします。ただし、お申出により保険金額等を減額することができます。
 - 更新前のご契約（特約）が既に販売を停止している場合には、現在販売中の同種のご契約（特約）で更新します。また、会社の取扱いの範囲内で、会社の定める同種の主契約・特約に変更して更新することができます。
 - 会社所定の条件を満たさない場合には、更新のお取扱いをしない場合があります。
 - 更新後のご契約・特約の給付限度の判定は、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。

2. 他の保険契約への加入について

- 普通定期保険、逡減定期保険、長期生活保障保険、新長期生活保障保険の場合、保険期間満了日の被保険者の年齢が70歳以下のとき、保険期間満了の際に、元のご契約に代えて、その保険金額（注）を限度として、

会社の取扱いの範囲内で診査や告知をしないで他の保険契約に加入することができます。ただし、他の保険種類に加入する場合は、保険契約指定特約のお取扱いができません。この場合、保険料の払込方法についてあたらめてご指定いただきます。他の保険契約への加入は、保険期間満了日の1か月前までにお申込みください。

(注) 長期生活保障保険の場合は保険期間満了の際の一時金額、新長期生活保障保険の場合は第1回年金額の5倍に相当する金額とします。

○付加されている特約または同種の特約を、同様に加入する保険契約に付加することができます。

!! ご留意ください

○特別条件特約の適用を受けたご契約については、ご契約の更新、変更および他の保険契約への加入のお取扱いをしません。ただし、保険金の削減期間経過後、特定部位・指定疾病の不担保の場合または特定高度障害状態についての不担保の場合は取り扱います。なお、健康支援特約については保険料のお払込みを免除された場合も更新のお取扱いをしません。

○保険料払込免除となったご契約については、会社所定の条件を満たす場合には更新のお取扱いをいたしますが、他の保険契約への加入のお取扱いはしません。

3. 更新・満了時の内容変更について

○逓減定期保険、新長期生活保障保険、特定生活障害年金保険の場合、保険契約者から特にお申出がない限り、変更のお申出があったものとして、保険期間満了日の翌日にご契約は自動的に普通定期保険に変更されます(変更しない場合は、保険期間満了日の2週間前までにお申出ください)。

●変更後の普通定期保険の保険金額は、次のとおりとします。

- ・変更前のご契約が逓減定期保険の場合
 - ・逓減定期保険の保険期間満了日の保険金額。
- ・変更前のご契約が新長期生活保障保険、特定生活障害年金保険の場合
 - ・第1回年金額の5倍に相当する金額。

なお、お申出により保険金額を減額することができます。

- 変更後の普通定期保険の保険期間は、次のとおりとします。
 - ・変更前のご契約が通減定期保険の場合
 - ・変更前のご契約の保険期間と同一（被保険者の年齢が80歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします）。
 - ・変更前のご契約が新長期生活保障保険、特定生活障害年金保険の場合
 - ・被保険者の年齢が80歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日まで。

なお、お申出により保険期間を変更することができます。

- 変更後の普通定期保険の保険料は、変更日現在の被保険者の年齢等により再計算されます。その場合、変更日現在の保険料率が適用されます。
 - 変更のお取扱いにあたっては、変更前のご契約の最終の保険料が払い込まれることが必要です。
 - 付加されている特約は、変更前と同種の変更日現在の特約で更新され、保険期間は変更後の主契約と同一とします。
 - 会社所定の条件を満たさない場合には、普通定期保険への変更を取り扱いしない場合があります。
- 特定損傷特約Ⅱ型の場合、保険契約者から特にお申出がない限り、変更のお申出があったものとして、保険期間満了日の翌日に、満了時の給付金額と同額の特定損傷特約に自動的に変更されます（変更しない場合は、保険期間満了日の2週間前までにお申出ください）。
- なお、変更後の特定損傷特約による特定損傷給付金のお支払いは、変更前の特定損傷特約Ⅱ型の支払回数から通算して10回を限度とします。
- 投薬治療支援特約（返戻金なし型）Ⅰ型の場合、更新前特約の保険期間満了日までに治療開始給付金のお支払いがあった場合には、更新後特約をⅡ型に変更して更新します。

主な保険用語の説明

この冊子をお読みいただくにあたって、ご参照ください。

保 険 用 語		説 明
き	給 付 金	被保険者が災害により身体に障害が生じたとき、災害または疾病により入院したとき、または手術を受けたときなどにお支払いするお金のことをいいます。
し	失 効	猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがないなどの理由により、ご契約の効力が失われることです。
	指定代理請求人	保険金等受取人が被保険者の場合で保険金等をご請求できない事情があるときに備えて、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した、被保険者に代わって保険金等をご請求することができる人のことをいいます。
	支 払 事 由	保険金、給付金、年金などをお支払いする条件のことをいいます。
	死亡・高度障害年金	被保険者が死亡、高度障害状態になった時以後、所定の期間にわたり毎年お支払いするお金のことをいいます。
	死亡・高度障害保険金	被保険者が死亡、高度障害状態になった場合にお支払いするお金のことをいいます。
	社 員 配 当 金	会社の毎年の決算により生じた剰余金から、公平に保険契約者に分配されるお金のことをいいます。
	主契約と特約	普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料の払込方法（経路）など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
せ た	診 査	会社の指定する医師により問診、検診をさせていただくことをいいます。また、勤務先の健康診断の結果票を提出いただくことで診査に代える方法等もあります。
	責 任 準 備 金	将来の保険金などを支払うために、保険契約者が払込む保険料の中から積み立てられるものをいいます。
	第1保険期間 第2保険期間	積立型終身保険について、契約成立日から第2保険期間開始日の前日までの保険料払込期間を第1保険期間といいます。また、第1保険期間満了日の翌日以降の終身保険の保険期間を第2保険期間といいます。

保 険 用 語		説 明
つ	積 立 金	将来、給付金を支払うために、積立利率等に基づいて計算する積立型終身保険（または積立保険）の責任準備金をいいます。
て	定 款	当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものです。
は	払 込 期 月	保険料の払込方法（回数）により、次のとおりとなります。 ○年払契約の場合は、契約成立日の応当日（年単位）を含む月 ○半年払契約の場合は、契約成立日の応当日（半年単位）を含む月 ○月払契約の場合は、毎月
ひ	被 保 険 者	生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。
へ	返 戻 金	ご契約を解約された場合などに、保険契約者にお払戻しするお金のことをいいます。
ほ	保険金(年金、給付金)受取人	保険金（年金、給付金）を受取る人のことをいいます。
	保 険 契 約 者	保険会社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更請求権など）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。
	保 険 契 約 者 代 理 人	保険契約者が保険契約に関するお手続きを行うことができない事情があるときに備えて、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した、保険契約者に代わって保険契約に関するお手続きを行うことができる人のことをいいます。
	保 険 年 度	契約成立日または毎年の契約成立日の応当日（年単位）から、その日を含めてその翌年の契約成立日の応当日（年単位）の前日までをいいます。なお、第1保険年度は、責任開始の日から契約成立日の1年後の応当日の前日までの期間をいいます。
	保 険 料	保険契約者からお払込みいただくお金のことをいいます。
や	約 款	ご契約のとりきめを記載したものです。
よ	予 定 利 率	保険料は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割引いて算出していますが、その際に用いる利率のことを予定利率といいます。

朝日生命は相互会社です

朝日生命は、保険契約者のみなさまが社員となり会社を構成する相互会社です。

1. 相互会社について

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は相互会社です。相互会社は、保険業法で認められた保険会社独自の形態で、剰余金の分配のない保険契約を除き、保険契約者をご契約の当事者となると同時に、「社員（構成員）」として会社の運営に参加するというものです。

(注) 無配当保険のみの保険契約者となられた場合には、以後、定款第9条第1項の定めにより、当社の社員とはなりません。したがって、この場合の保険契約者は、保険金等の支払請求権や保険料の払込義務などの保険約款に定める保険契約に関する権利・義務のみを有し、総代の選出に関する社員の権利、総代会の開催を請求する権利等の社員の権利を有しません。

(1) 総代会について

○相互会社の最高意思を決定するのは、本来、社員総会ということになりますが、何百万人もの社員に集まっていただくことは、困難です。そこで、社員総会に代わる代議制の機関として総代会を置いています。総代会における報告事項および決議事項の主なものは次のとおりです。

- 報告事項……・事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書の内容ならびに相互会社制度運営報告
- 決議事項……・剰余金の処分 ・社員配当金の割当 ・定款の変更
・総代候補者選考委員の選任 ・評議員の選任
・取締役、監査役の選任

○総代会における報告および決議についてお知らせしています。

- 総代会で報告された貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書の内容や相互会社制度運営報告ならびに決議された主要な事項は、当社のホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) に掲載して

社員のみなさまにお知らせしています。

○総代会を傍聴することができます。

- 当社の経営について、社員に一層の理解を深めていただくために、「総代会傍聴制度」を実施しています。
- 毎年、総代会開催前の一定期間、当社のホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) に総代会の日程を掲載して希望者を募り、総代会を傍聴していただいております。

(2)総代の選出方法について

社員の中から選任された選考委員で組織する総代候補者選考委員会が、総代候補者を選考して、推薦に関する公告を当社のホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) に掲載するとともに、あわせて全社員に投票用紙等を送付します。

社員は、候補者の中に信任を可としない者がある場合、投票によってその意思を表明します。各候補者は、信任を可としない投票を行った社員の数投票権を有する社員の10分の1に満たない場合に、総代に選出されます。

総代の選考は、広く社員全体の中から地域、職業、年齢などに偏りがないように行われています。

(3)総代の定数および任期について

当社の総代の定数は150名、任期は4年で、2年ごとに半数の改選を行います。

(4)社員の権利・義務について

社員の権利には、保険業法や定款の定めに基づき、総代選出にあたっての信任投票権などのほかに、一定数以上の社員による臨時総代会の招集請求権や総代会の議案提案権などがあります。その他、社員の主な権利として、保険約款に基づく保険金等の支払請求権、定款や保険約款の定めに基づく社員配当金請求権があります。

また、社員の主な義務としては、保険約款に基づく保険料の払込義務があります。

2. 経営にご意見・ご提言を寄せる制度について

当社では、保険契約者のご意見を積極的に経営に反映させるため、次の制度を実施しています。

(1) 評議員会について

評議員会は、当社の社員および学識経験者等によって構成され、社員から寄せられた会社経営に関するご意見等について審議を行っています。また、ご契約者懇談会で寄せられた会社経営に関するご意見等も、評議員会に諮っています。

会社経営に関するご意見等がございましたら、書面にて本社評議員会事務局までお寄せください。

(2) ご契約者懇談会について

ご契約者懇談会は、広く全国各地の保険契約者からご意見・ご要望を直接お伺いし、会社経営に反映させること、また、生命保険および当社に関する説明や報告を行うことにより、生命保険と当社についてより深くご理解をいただくことを目的として、毎年、各支社で開催しています。ご出席者よりいただいたご意見・ご要望は、お客様サービスの改善等、お客様満足の向上のための取組みに反映させています。

なお、ご契約者懇談会の開催案内については、開催前にホームページ等により、お知らせしています。

3. 基金の状況について

当社の「基金の総額（基金と基金償却積立金の合計額）」は、2025年2月現在2,570億円となっています。

(注)・「基金」とは、保険業法の規定に基づき、基金の拠出者と相互会社との間で締結した契約に基づき、基金拠出者に拠出いただく資金です。

基金拠出者にとっては貸付債権としての性格を有する一方で、相互会社にとっては、保険業法の規定に基づき、資本勘定を構成するものです。

- ・拠出を受けた基金を返済することを「償却」といいます。保険業法によって、基金を償却する際、同じ金額の積立金（これを「基金償却積立金」といいます）を会社内部に積み立てることが定められています。

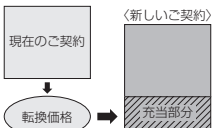
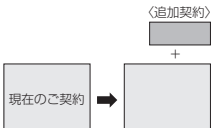
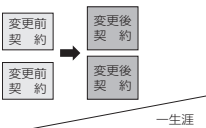
1. お客様の個人情報のお取り扱いについて

当社では、お客様の信頼を第一と考え、個人情報の保護に関する法律をはじめとする関連法令に則って、お預かりしたお客様の個人情報の正確性および機密性の保持に努めております。

なお、お預かりしたお客様の個人情報の利用目的等、詳細につきましては当社のホームページ（<https://www.asahi-life.co.jp>）に掲載しております。

2. 保障の見直しをご検討の方へ

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、次のような方法がご利用いただけます。

ご利用いただく方	契約転換制度	追加加入	保障見直し制度
特長	保障額の見直しと同時に、保険の種類や期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実することができます。	「保険王」「保険王プラス」「やさしさプラス」「かなえるプラス」「ハハの幸せコの幸せ」(注)にご加入いただいている場合、お客様のライフサイクルやニーズの変化に合わせ、必要な部分だけを見直して保障を充実させることができます。
しくみ	現在の当社のご契約を解約することなく、その責任準備金や配当金など（転換価格）を新しいご契約に充当する方法です。 	現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です（ご契約は2件になります）。 	現在ご契約の指定契約の一部または全部を新たな指定契約に変更したり、現在のご契約に新たに指定契約を追加する方法です。 〔例〕「総合見直し」 

ご利用いただく方法	契約転換制度	追加加入	保障見直し制度
現在の契約	消滅します。	継続します。	継続します。ただし、今回変更申出の指定契約は、新しいご契約に変更となります。また、被指定契約が利率変動積立型終身保険の場合には、利率変動型積立保険に変更となります。
保険料等	契約転換制度ご利用時の契約年齢、保険料率により保険料を計算します。	追加契約のご契約時の契約年齢、保険料率により追加契約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とは別にお払込みいただきます。	変更後契約、追加契約の保険料は「保障見直し制度」ご利用時の契約年齢、保険料率により再計算します。
ご注意	●現在の当社のご契約を解約することなく、そのご契約の一部の責任準備金など（転換価格）を新しいご契約に充当する「契約一部転換制度」もあります。 ●契約転換制度・契約一部転換制度をご利用いただくことにより、保険料算出用利率（予定利率）が下がったときは、保険種類によっては保険料が引き上げられることがあります。 ●契約転換制度により、現在のご契約内容は消滅します。満期保険金・年金・生存給付金などがある契約からの転換の場合には、満期保険金・年金・生存給付金なども消滅します。 ●契約転換制度・契約一部転換制度をご利用いただく場合、特にお申出がない限り、被転換契約（契約一部転換制度については対象契約）においてすえ置かれた生存給付金・教育資金・進学資金などについては、転換時に転換価格に組み入れられます。 ●「保険王プラス」「やさしさプラス」「かなえるプラス」に転換されるときは、転換価格は利率変動型積立保険の積立金に充当されます。 ●「保険王プラス」「やさしさプラス」「かなえるプラス」に転換されるときは、「キャッシュレス転換制度」をご利用いただくことができます。その場合には、利率変動型積立保険の積立金に充当される転換価格は、第1回保険料相当額の貸付金の精算後の金額となります。 ●「保険王プラス」「やさしさプラス」「かなえるプラス」への転換時には、長期契約に対する配当金の権利は消滅します。 ●「保障見直し制度」には、「部分見直し」、「総合見直し」、「追加見直し」の3つの方法があります。 ●「保障見直し制度」をご利用いただく場合、保障内容変更価格（変更前契約や利率変動積立型終身保険の責任準備金・配当金など）は、利率変動型積立保険の積立金に充当されます。 ●「保障見直し制度」をご利用いただく場合、「キャッシュレス保障見直し制度」をご利用いただくことができます。その場合には、ご利用されない場合に比べて、積立金の残高が保障見直し時にお払込みいただく保険料に相当する金額分だけ減少します。		

ご利用 いただく 方	契約転換制度	追 加 加 入	保障見直し制度
ご 注 意	● 「ハハの幸せ コの幸せ」は「保障見直し制度」のご利用で「保険王プラス」または「やさしさプラス」になります。 ● 保障内容の見直しには、上記のほか、保険期間の変更による方法もあります。		

(注)「保険王」「保険王プラス」「やさしさプラス」「かなえるプラス」とは、利率変動積立型終身保険または利率変動型積立保険と、死亡、所定の要介護状態、所定の入院・手術などの保障を準備する「指定契約」（保険契約指定特約により、利率変動積立型終身保険または利率変動型積立保険を被指定契約とすること契約）の総称です。

「ハハの幸せ コの幸せ」とは、お母様とお子様それぞれ被保険者とする利率変動型積立保険および医療保険L（返戻金なし型）（2011）等（保険契約指定特約により、利率変動型積立保険を被指定契約とすること契約）の総称です。

❗ ご留意ください

- 現在のご契約の種類や内容によっては、取扱いできない場合があります。また、それぞれの方法のご利用には、一定の要件を満たすことが必要になります。
- いずれの方法をご利用いただくときも、あらためて診査（または告知）が必要になります。被保険者の健康状態によっては、ご利用できない場合があります。

くわしくは当社の担当者またはお客様サービスセンターまでお問い合わせください。

3. 保険金、給付金等をお受取りいただけない場合について

次のような場合には、保険金、給付金等をお受取りいただけません。

(1) 免責事由に該当した場合

- ① 保険契約者、保険金等受取人などの故意により保険金、給付金の支払事由が生じた場合
- ② 災害保険金、入院給付金等について、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失により支払事由が生じた場合
- ③ 責任開始の日（復活の日）から、その日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合

(2) 重大事由によりご契約が解除された場合

- ① 保険契約者、被保険者（死亡によりお受取りいただける保険金等の場合は、被保険者を除きます）または保険金等受取人が、保険金、給付金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をしたとき
- ② 保険金、給付金等のご請求に関して、保険金等受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があったとき
- ③ 他の契約との重複によって、被保険者にかかる給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④ 保険契約者、被保険者または保険金等受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - 保険契約者または保険金等受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

- その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ⑤次の事由などにより、保険契約者、被保険者または保険金等受取人に対する信頼を損ない、かつ、この契約を継続することを期待しえない上記①～④と同等の事由があるとき
 - この契約に付加されている特約または他の契約が重大事由により解除されたとき
 - 保険契約者、被保険者または保険金等受取人のいずれかが他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、当社は保険金、給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行いません。すでに保険金、給付金等をお受取りいただいていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときでもその保険料のお払込みを求めることができます。

なお、契約（特約）を解除した場合にお支払いする返戻金があるときは、その金額を保険契約者にお支払いします。

(3)詐欺・不法取得目的の場合

- ①詐欺によりご契約が取消となった場合
- ②保険金・給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

(4)失効した場合

保険料のお払込みがなくご契約が失効（ご契約の効力が失われること）した場合

(5)支払事由に該当しないその他の場合

○入院給付金等については、次のとおりです。

- 日本国内の病院もしくは診療所（注1）または日本国外にある医療施設（注2）への入院でないとき

（注1）病院または診療所とは、医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所をいいます。

（注2）日本国外にある医療施設については、医療法に定める日本国内にある病

院または患者を入院させるための施設を有する診療所と同等の医療施設をいいます。

- 日本国内の医学的水準、医学的常識に照らして以下のとき
 - ・医師による治療が必要でない入院のとき
 - ・自宅等での治療が可能な入院のとき
 - ・常に医師の管理下で治療に専念する必要がない入院のとき

○入院給付金等について次の（ア）から（ウ）などのとき

- （ア）美容整形のための入院
- （イ）正常分娩のための入院
- （ウ）治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院

○手術給付金等について、「公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術」、または「先進医療に該当する手術」のいずれにもあたらない手術のとき

4. 保険金等をお受取りいただける場合、お受取りいただけない場合の具体的事例について

以下の各事例は、保険金等をお受取りいただける場合またはお受取りいただけない場合の代表例をご参考としてあげたものです。

ご契約の保険種類・ご加入の時期によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、ご契約（特約）内容・約款を必ずご確認ください。なお、記載以外に認められる事実関係等によってもお取扱いに違いが生じることがあります。

【事例1】死亡保険金のお受取り〈告知義務違反による解除〉

○	お受取りいただける場合	✕	お受取りいただけない場合
	ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での入院について、正しく告知せずに入りましたが、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「胃がん」で死亡した場合。		ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での入院について、正しく告知せずに入し、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で死亡した場合。
解 説			
ご契約にご加入いただく際には、被保険者の過去の傷病歴等、現在の健康状態、身体の障がい状態、要介護状態などについて正確にもれなく告知いただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知された場合には、ご契約は解除となり、保険金等はお受取りいただけません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、保険金等をお受取りいただけます。			

【事例2】災害死亡保険金のお受取り〈免責事由への該当〉

○ お受取りいただける場合	✕ お受取りいただけない場合
〈被保険者の不注意〉 被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突し、死亡した場合。 〈軽度の酒酔い状態での事故〉 酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた車にはねられ死亡した場合。	〈被保険者の重大な過失〉 被保険者が、危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡した場合。 〈泥酔状態を原因とする事故〉 泥酔して道路上で寝込んでいるところ、車にはねられて死亡した場合。
解 説	
ご契約（特約）により、災害死亡保険金、給付金等をお受取りいただけない場合（免責事由）を定めており、そのいずれかに該当する場合には、災害死亡保険金、給付金等はお受取りいただけません。 《免責事由の例》 ・ 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失による場合 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする場合 等	

【事例3】高度障害保険金のお受取り〈所定の高度障害状態への非該当〉

○ お受取りいただける場合	✕ お受取りいただけない場合
「脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食物の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴の全てにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合。	「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態であるものの、右半身は正常に動かすことができ、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合。
解 説	
高度障害保険金は、所定の高度障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお受取りいただけます。したがって、所定の高度障害状態に該当しない場合にはお受取りいただけません。なお、高度障害保険金の支払対象となる所定の高度障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障がい状態等とは異なる場合があります。	

【事例4】災害保険金等のお受取り〈不慮の事故への該当・非該当〉

○	お受取りいただける場合	✕	お受取りいただけない場合
	次のような原因により死亡したときで、ご契約（特約）に定める急激・偶発・外来の定義をすべて満たす場合。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電		次のような原因により死亡した場合。 ・熱中症（日射病・熱射病） ・高山病 ・飢餓 ・過度の運動 ・処刑
解 説			
災害死亡保険金、給付金等は、不慮の事故による傷害を直接の原因として支払事由に該当した場合にお受取りいただけます。対象となる不慮の事故は、約款に定める急激・偶発・外来の定義をすべて満たすことが必要となり、被保険者の故意によるものや疾病によるものは対象となりません。			

【事例5】入院給付金等のお受取り〈責任開始の時前の発病〉

医療保険（返戻金なし型）（2010）の場合

○	お受取りいただける場合	✕	お受取りいただけない場合
	ご契約加入後に発病した「腰椎椎間板ヘルニア」により入院した場合。		ご契約加入前より治療を受けていた「腰椎椎間板ヘルニア」が、ご契約加入後に悪化し入院した場合。
解 説			
入院給付金等は、一般にご契約（特約）の責任開始の時以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合を支払対象と定めています。したがって責任開始の時前に発病した疾病や、責任開始の時前の事故を原因とする場合には、お受取りいただけません。なお、ご契約（特約）により、以下のような場合、責任開始の時以後の疾病によるものとみなすお取扱いがあります。 ・責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院や手術 ・告知等により会社が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾したとき（事実の一部について告知いただいていないこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます） ・病院での受診歴や健康診断等による異常の指摘がなく、症状について被保険者による認識・自覚もなかったとき			

【事例6】入院給付金のお受取り〈支払限度日数の超過〉
医療保険（返戻金なし型）（2010）の場合

○	お受取りいただける場合	✕	お受取りいただけない場合
	1回の入院に対して支払われる限度日数が120日で、退院日の翌日からその日を含めて180日以内の再入院については1回の入院とみなすこととなっているタイプのご契約において、「大腸がん」で130日間入院し、退院から200日後に再び同じ「大腸がん」で90日間入院した場合。1回目の入院は120日分、2回目の入院は90日分お受取りいただけます。		1回の入院に対して支払われる限度日数が120日で、退院日の翌日からその日を含めて180日以内の再入院については1回の入院とみなすこととなっているタイプのご契約において、「大腸がん」で130日間入院し、退院から100日後に再び同じ「大腸がん」で90日間入院した場合。1回目の入院は120日分お受取りいただけますが、2回目の入院は1回目と通算される結果、支払日数の限度（120日）を超過することになるので、お受取りいただけません。
解 説			
ご契約（特約）により、1回の入院に対して支払われる限度日数が定められている場合があります。その日数を超えた入院については、給付金はお受取りいただけません。なお、ご契約によっては、いったん退院し一定期間内（180日以内）に再入院した場合、1回の入院とみなし入院日数を通算することがあります。			

【事例7】手術給付金のお受取り〈所定の手術への非該当〉
医療保険（返戻金なし型）（2010）の場合

○	お受取りいただける場合	✕	お受取りいただけない場合
	・「虫垂炎」の治療のため、虫垂を切除する手術を受けた場合 ・「腰椎椎間板ヘルニア」の治療のため、椎間板ヘルニアを切除する手術を受けた場合 ・「胃がん」の治療のため、胃を切除する手術を受けた場合		・歯の治療のために、抜歯手術を受けた場合 ・「皮膚良性腫瘍」の治療のため、腫瘍を摘出する手術を受けた場合 ・視力の矯正のために、屈折異常に対する視力矯正手術（レーシック）を受けた場合
解 説			
「手術給付金」の支払事由は、公的医療保険制度における「医科診療報酬点数表」において、「手術料」の算定対象として列挙されている手術が支払対象となります。（注） （注）公的医療保険制度における「医科診療報酬点数表」において「手術料」の算定対象として列挙されている手術であっても、創傷処理、皮膚切開術など支払対象外となる手術があります。			

**【事例8】 通院給付金・通院一時金のお受取り
通院保障特約（返戻金なし型）の場合**

○	お受取りいただける場合	✕	お受取りいただけない場合
	胃潰瘍で入院し、退院後180日以内に胃潰瘍の治療を目的とした通院をした場合。		胃潰瘍で入院し、その後退院。退院直後にインフルエンザを発症し、同じ病院に通院をした場合。
解 説			
通院給付金・通院一時金は、入院給付金の支払事由に該当する入院をし、退院の翌日からその日を含めて180日以内に、入院の直接の原因となった病気やケガの治療を目的とする通院をした場合にお受取りいただけます。			

**【事例9】 がん治療給付金のお受取り〈支払対象となる抗がん剤治療〉
がん治療給付特約（返戻金なし型）の場合**

○	お受取りいただける場合	✕	お受取りいただけない場合
	抗がん剤の投与を複数月にわたって受けた場合。		・ 同一の月に2回目の抗がん剤投与を受けた場合。 ・ 同一の月に複数月分の抗がん剤が処方された場合。 1か月分のみのお受取りとなり、翌月以降の分として処方された抗がん剤に対してはお受取りいただけません。
解 説			
がん治療給付金は、がんにより所定の抗がん剤治療を受けた場合に、抗がん剤治療を受けた日が属する月ごとに1か月分ずつお受取りいただけます。したがって、以下のような場合でも1か月分のみのお受取りとなり、医師による投与・処方を受けていない月についてはお受取りいただけません。 ・ 所定の抗がん剤の投与・処方を同一の月に複数回受けた場合 ・ 複数月分の抗がん剤の処方を同一の月に受けた場合			

**【事例10】 女性がん診断給付金のお受取り〈支払対象となる女性特定がん〉
新女性がん診断給付特約（返戻金なし型）の場合**

○	お受取りいただける場合	✕	お受取りいただけない場合
	卵巣がんと診断確定された場合。 ※卵巣にがん病巣が生じている場合		数年前に、卵巣がんと診断確定され、女性がん診断給付金の支払いを受けた。 今回、転移性肺がんと診断確定された場合。 ※会社所定の特定部位にがん病巣が生じていない場合
解 説			
女性がん診断給付金は、女性特定がんと診断確定されたときにお受取りいただけます。女性特定がんとは、特定部位（甲状腺、上皮小体（副甲状腺）、乳房、子宮、卵巣、卵管、外陰部、膣および胎盤）に生じたがんをいい、転移性がんについては、転移病巣が特定部位に生じたことを必要とします。したがって、がん病巣が特定部位に生じていない場合には、お受取りいただけません。			

**【事例11】 重症化予防給付金のお受取り〈支払対象となる投薬治療〉
投薬治療支援特約（返戻金なし型）の場合**

○	お受取りいただける場合	✕	お受取りいただけない場合
	所定の血栓症の治療を目的に、投薬治療を受けた場合。		脂質異常症の治療を目的に、投薬治療を受けた場合。
解 説			
重症化予防給付金は、所定の血栓症または糖尿病・妊娠糖尿病の治療を直接の目的とする所定の投薬治療を受けたときにお受取りいただけます。したがって、例えば所定の血栓症に対する効能または効果が厚生労働大臣により認められた医薬品であっても、脂質異常症の治療を目的に投薬治療を受けた場合には、重症化予防給付金をお受取りいただけません。			

**【事例12】 7大疾病一時金のお受取り（2回目以降のお受取り）
7大疾病一時金特約（返戻金なし型）の場合**

○	お受取りいただける場合	✕	お受取りいただけない場合
	がんと診断確定され入院し、1回目の7大疾病一時金を受取ってから、1年経過後も、同一のがんで継続入院していた場合。		脳卒中で入院し、1回目の7大疾病一時金を受取ってから、1年経過後も、同一の脳卒中で継続入院していた場合。
解 説			
7大疾病一時金を複数回お支払いするときは、その原因が新たに生じていることが要件となります。 7大疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年以内に支払事由に該当したときは、お受取りいただけません。 また、拡張型心筋症および医師の診断による慢性腎臓病・肝硬変・糖尿病性網膜症・（解離性）大動脈瘤に該当した場合のお支払いは、それぞれ1回限りとなります。 ただし、がんについては、1年経過後に入院していれば、前回のお支払いと同じがんでも新たながんとみなし、7大疾病一時金をお受取りいただけます。			

5. 支払査定時照会制度について

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、（一社）生命保険協会、（一社）生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する次頁の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、（一社）生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は次頁のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、会社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の（ア）～（オ）に記載の事由を理由とする場合、会社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。

（ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範

囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

- (イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- (ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- (エ) 会社が取り扱う個人情報の漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- (オ) 本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日および対象となる保険事故（照会を受けた日から5年以内のものとしします）
- (3) 保険種類、契約成立日、復活の日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、（一社）生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。
- 「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（<https://www.asahi-life.co.jp>）をご確認ください。

6. 生命保険契約者保護機構について

当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます）の概要は以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（注1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（注2）を除き、責任準備金等（注3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金、年金等の90%が補償されるものではありません（注4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる

基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額、年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（注1） 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります）。

（注2） 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（*1）を超えていた契約を指します（*2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = 90% - {(過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率) の総和 ÷ 2}

（*1） 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

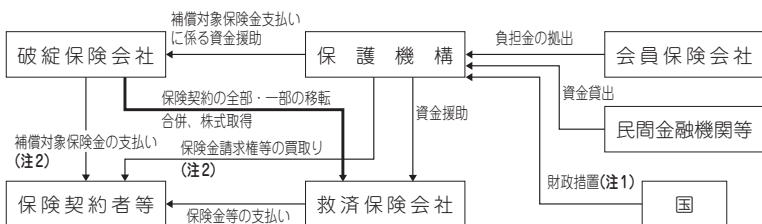
（*2） 一つの保険契約において、主契約、特約の予定利率が異なる場合、主契約、特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

（注3） 責任準備金等とは、将来の保険金、年金、給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

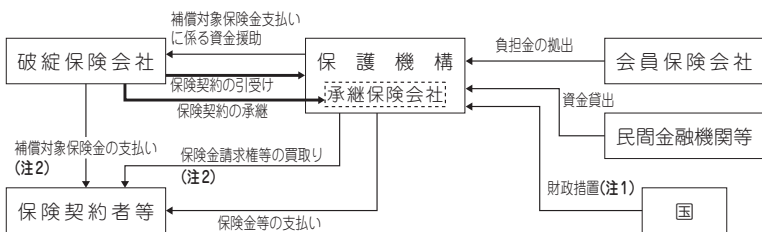
（注4） 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取り取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、前ページ（注2）に記載の率となります）。

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

○生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

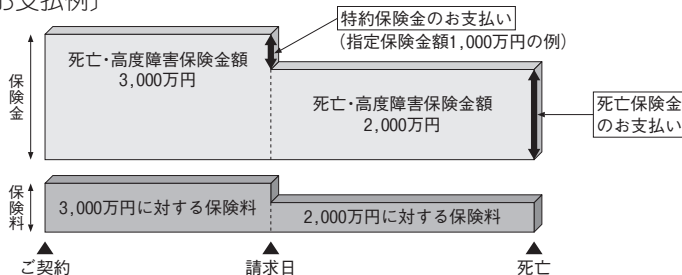
7. リビング・ニーズ特約による保険金のお支払いについて

リビング・ニーズ特約を付加されますと、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、特約保険金をお支払いします。

1. リビング・ニーズ特約の特長としくみについて

- リビング・ニーズ特約を付加したご契約については、被保険者の「余命が6か月以内」(注)と判断される場合に、特約保険金受取人からのご請求により、死亡保険金、死亡年金、介護終身年金保険または介護一時金保険の死亡給付金(以下「死亡保険金等」といいます)の一部または全部に代えて、この特約による保険金を特約保険金受取人にお支払いします。
- (注) 余命が6か月以内とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても、余命が6か月以内であることを意味します。「被保険者の余命が6か月以内」の判断は、医師の診断に基づき、特約保険金の請求時における被保険者の状態について会社が判断するものとします。なお、「被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、特約保険金の請求時には余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合」や「被保険者の余命が6か月以内と医師により判断された後、特約保険金の請求日の前に被保険者が死亡した場合」などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。
- 特約保険金をお支払いしたときは、指定保険金額の部分については特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。なお、残った部分の保障は継続します。
- この特約の保険料は不要です。
- この特約を解約することはできますが、返戻金はありません。
- この特約の付加には、会社所定の要件があります。

〔お支払例〕



2. 指定保険金額の指定および対象となる死亡保険金額について

(1) 指定保険金額の指定について

- リビング・ニーズ特約の特約保険金としてお支払いする金額は、特約保険金の請求時に指定された指定保険金額を基準とします。
- リビング・ニーズ特約が付加されたご契約が複数ある場合は、各契約ごとに指定保険金額を指定していただきます。
- 指定保険金額は、対象となる死亡保険金額の範囲内で、かつ同一被保険者を通算して3,000万円を限度とします。ただし、当社は将来この限度額を変更することがあります。

(2) 指定保険金額の対象となる死亡保険金額について

- 指定保険金額は、リビング・ニーズ特約を付加されたご契約の主契約、定期保険特約、普通定期保険、長期生活保障保険、新長期生活保障保険、介護終身年金保険、介護一時金保険、特定生活障害年金保険（10年確定年金）、軽度介護定期保険、軽度介護終身保険（低解約返戻金型）のそれぞれの死亡保険金額の範囲内で指定していただきます。
- ただし、請求日が保険期間満了前1年間以内である場合は、特約保険金をお支払いしません（なお、ご契約（付加されている特約）が更新または変更される場合はご請求の対象となります）。

- (注) 1. 積立型終身保険の第1保険期間中における死亡給付金および災害死亡給付金は対象外です。
2. 災害割増特約、傷害特約および健康支援特約は、指定保険金額の対象とはなりません。
3. 新長期生活保障保険の場合は、対象となる死亡保険金額は特約保険金の請求日から6か月後の一時金額となります。
4. 介護終身年金保険および介護一時金保険の場合は、対象となる死亡保険金額は死亡給付金額となります。

(3) お支払いする特約保険金額について

○リビング・ニーズ特約の特約保険金としてお支払いする金額は、会社の定めるところにより特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する所定の「利息」および「保険料相当額（積立保険を除きます）」を、指定保険金額から差し引いた金額となります。

特約保険金としてお支払いする金額

=

指定保険金額

-

(ア) 請求日から6か月間の指定保険金額に対する利息
+
(イ) 請求日から6か月間の指定保険金額に対する保険料相当額

- 特約保険金の請求日とは、会社の定める必要書類が当社に到着した日をいいます。
- ご契約に契約者貸付金または保険料振替貸付金がある場合は、お支払いする金額からその元利金を差し引きます。
- ご請求日から6か月以内にご契約の更新日が到来する場合は、更新日以後の期間に相当する保険料については、更新日の年齢による保険料とします。

3. 特約保険金のご請求について

- ご請求に際しては、医師の診断書が必要となります。診断書には被保険者の余命が6か月以内であることに関して医師の意見を記入していただきますが、当社において、被保険者の余命が6か月以内と判断できないときは、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払いはしません。
- 特約保険金のお支払前に保険金の支払事由が生じてその支払請求があったときは、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払いはしません。

4. お支払後のご契約について

○特約保険金をお支払いしたときは、ご契約は指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。

●死亡保険金額等の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金をお支払いした場合

・特約保険金の請求日にさかのぼってご契約が消滅します。それにもない他の特約も消滅します。

●死亡保険金額等の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金をお支払いした場合

・指定保険金額として指定されなかった死亡保険金等部分についてのみ保障が継続します。なお、付加されている災害・疾病関係特約は減額または消滅せずそのまま継続します。

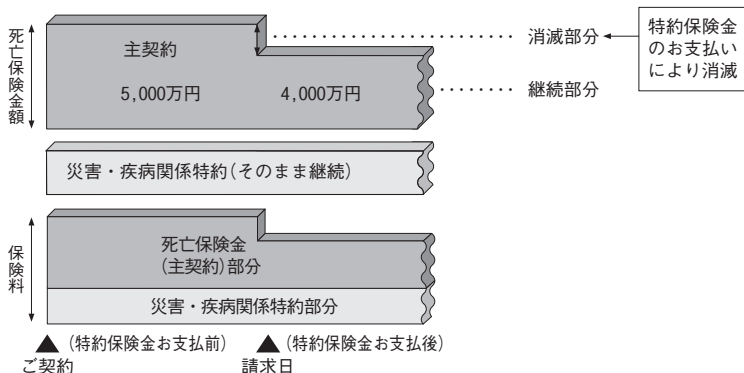
・継続する死亡保険金等部分および災害・疾病関係特約部分については、保険料のお払込みが必要です。

・継続する死亡保険金等部分の死亡保険金の受取人は、主契約の死亡保険金受取人となります。

❗ ご留意ください

継続する長期生活保障保険、新長期生活保障保険または特定生活障害年金保険および特定生活障害年金保険（10年確定年金）の年金額が会社所定の金額を下回る場合には、死亡年金等の支払事由が生じた際に、毎年の年金のお支払いに代えて一時金をお支払いし、以後の年金はお支払いしません。

〔例〕死亡保険金額（5,000万円）の一部について指定保険金額（1,000万円）を指定した場合



5. リビング・ニーズ特約の消滅について

○リビング・ニーズ特約は次の場合に消滅します。

- 特約保険金をお支払いしたとき（お支払いは1契約につき1回とし、お支払後、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します）
- 主契約が消滅したとき
- 主契約が延長保険に変更されたとき
- 主契約の全部が年金支払に移行されたとき
- 主契約の高度障害保険金受取人が特約保険金受取人以外の方に変更されたとき

8. 保険契約者代理特約・指定代理請求特約・ 指定代理請求特約（2016）・ ご契約内容ご家族説明制度について

1. 保険契約者代理特約の特長としくみについて

保険契約者が自らご契約に関するお手続きを行うことができない事情があるときに、保険契約者代理人が代理手続き（注）を行うことができる特約です。

（注）代理手続きとは、保険契約者に代わって保険契約者代理人が行うことができる手続きをいいます（以下同じ）。

（1）代理手続きを行うことができる場合

- 保険契約者代理特約は、あらかじめ保険契約者が被保険者の同意を得て付加する必要があります。
- 保険契約者に次のいずれかの事情があるため、保険契約者が自ら所定の手続きを行うことができないと会社が認めたときは、保険契約者代理人が代理手続きを行うことができます。

- ・ 傷害または疾病により、所定の手続きを行う意思表示ができないこと
- ・ その他上記に準じる状態であること

（2）保険契約者代理人について

- 保険契約者代理人は、あらかじめ保険契約者が被保険者の同意を得て指定する必要があります。
- 保険契約者代理人は1名とし、代理手続きを行う場合には、その手続き時に次のいずれかに該当する必要があります。

●保険契約者代理特約

- (1) 次の範囲内の者
 - ①保険契約者の戸籍上の配偶者
 - ②保険契約者の直系血族
 - ③保険契約者の3親等内の血族
 - ④保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
- (2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために代理手続きを行うべき適当な理由があると会社が認める者
 - ①保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
 - ②保険契約者との財産管理契約により財産管理を行っている者

○保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。

○保険契約者は、保険契約者代理人の指定が不要となった場合には、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約者代理人の指定を取り消すことができます。この場合、保険契約者代理特約は消滅します。

❗ ご留意ください

○保険契約者の法令に定める代理人に保険契約の手続きに関する代理権等が付与されている登記がある場合、保険契約者代理人が故意に保険金等の支払事由を生じさせた場合、または故意に保険契約者を自ら保険契約の手続きを行うことができない状態に該当させた場合は、保険契約者代理人は代理手続きを行うことができません。

○保険契約者代理特約を付加したときは、確実にお手続きいただけるよう、保険契約者代理人にあらかじめ保険契約者代理特約についてのご説明をお願いいたします。

(3)代理手続きの範囲について

○代理手続きの範囲は、住所変更、保険金額等の減額、解約等の主契約

の普通保険約款および特約に定める保険契約者が行うことができる手続きです。ただし、次の手続きは対象外です。

- ・ 保険金等の受取人の変更手続き
- ・ 保険契約者の変更手続き
- ・ 告知を要する手続き
- ・ 保険契約者代理人の変更手続き
- ・ 保険契約者、被保険者および保険金等の受取人が同一人である場合で、被保険者が行うことができる保険金等の請求手続き

(4)保険契約者代理特約の留意事項について

- 保険契約者代理人に保険金等をお支払いした場合、それ以後に重複してその保険金等のご請求を受けてもお支払いしません。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行うときは、会社の取扱いの範囲内で保険契約に関する情報を保険契約者代理人に対し開示することができます。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う際、当社は、被保険者および保険金等の受取人、またはその一方から同意を求めることがあります。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う場合、会社所定の各種手続き書類等に加え、保険契約者代理人の範囲内であることを証明する書類および代理手続きの請求目的等をご記入いただく書類をご提出いただきます。ご提出いただいた書類等で保険契約者代理人の範囲内であることおよび保険契約者に代わって手続きを行うべき適当な理由が確認できない場合には、代理手続きを行うことができないことがあります。
- 保険契約者が法人である場合、保険契約者代理特約は付加することができます。
- 保険契約者が死亡した場合または保険契約者を変更した場合、保険契約者代理特約は消滅します。
- 当社は、保険契約者代理人に次のいずれかの重大事由が生じたときには、特約を解除します。
 - ①暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること
 - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど

の関与をしていると認められること

③反社会的勢力を不当に利用していると認められること

④その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

⑤次の事由などにより、会社の保険契約者代理人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しない①から④と同等の事由があるとき

- ・他の保険契約が重大事由により解除されたとき
- ・保険契約者代理人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 指定代理請求特約・指定代理請求特約（2016）の特長としくみについて

保険金等の受取人となる被保険者が保険金等をご請求できない事情があるときに、指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等をご請求することができる特約です。

(1)代理請求できる場合

- 指定代理請求特約・指定代理請求特約（2016）は、あらかじめ保険契約者が被保険者の同意を得て付加する必要があります。
- 保険金等の受取人となる被保険者に次のいずれかの事情があるため、被保険者が保険金等を自らご請求できないと会社が認めたときは、指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等をご請求することができます。

- ・傷害または疾病により、保険金等をご請求する意思表示ができないこと
- ・治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
- ・その他上記に準じる状態であること

(2)指定代理請求人について

- 指定代理請求人は、あらかじめ保険契約者が被保険者の同意を得て指定する必要があります。

○指定代理請求人は1名とし、保険金等のご請求を行う場合には、そのご請求時に次のいずれかに該当する必要があります。

●指定代理請求特約

- ・被保険者の戸籍上の配偶者
- ・被保険者の直系血族
- ・被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいないときは甥姪）（注1）
- ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族（注2）

（注1）「被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいないときは甥姪）」には、配偶者の兄弟姉妹（およびその子である甥姪）は含みません。

（注2）「被保険者の3親等以内の親族」には、配偶者の兄弟姉妹（およびその子である甥姪）が含まれます。

●指定代理請求特約（2016）

- （1） 次の範囲内の者
 - ①被保険者の戸籍上の配偶者
 - ②被保険者の直系血族
 - ③被保険者の3親等内の血族
 - ④被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- （2） 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認める者
 - ①被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
 - ②被保険者との財産管理契約により財産管理を行っている者

○保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。

○保険契約者は、指定代理請求人の指定が不要となった場合には、被保険者の同意および会社の承諾を得て、指定代理請求人の指定を取り消すことができます。この場合、指定代理請求特約・指定代理請求特約（2016）は消滅します。

❗ ご留意ください

- 被保険者の法令に定める代理人に保険金等のご請求の代理権等が付与されている登記がある場合、指定代理請求人が故意に保険金等の支払事由を生じさせた場合、または故意に保険金等の受取人を保険金等を自らご請求できない状態に該当させた場合は、指定代理請求人は保険金等をご請求することができません。
- 指定代理請求特約・指定代理請求特約（2016）を付加したときは、確実にご請求いただけるよう、指定代理請求人にあらかじめ指定代理請求特約・指定代理請求特約（2016）についてのご説明をお願いいたします。

(3)代理請求の対象となる保険金等について

- 指定代理請求人は次の保険金、年金、給付金等をご請求することができます。
 - 被保険者が受け取ることとなる次の保険金等
（被保険者と保険契約者が同一である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金等を含みます（主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合を除く））
 - ・ 保険金、年金、給付金など

- | | |
|--------------|------------|
| ・ 高度障害保険金 | ・ 高度障害年金 |
| ・ 特定生活障害年金 | ・ 介護年金 |
| ・ 介護保険金 | ・ 介護見舞金 |
| ・ 介護一時金 | ・ 認知症介護年金 |
| ・ 認知症介護一時金 | ・ 軽度介護保険金 |
| ・ 初期介護一時金 | ・ 7大疾病保険金 |
| ・ 軽度認知障害給付金 | ・ 入院給付金 |
| ・ 入院初期重点給付金 | ・ 手術給付金 |
| ・ 手術加算給付金 | ・ 放射線治療給付金 |
| ・ 放射線治療加算給付金 | ・ 特定検査給付金 |
| ・ 通院給付金 | ・ 通院一時金 |
| ・ 通院手術一時金 | ・ がん入院給付金 |
| ・ がん手術給付金 | ・ がん退院給付金 |
| ・ 生活習慣病入院給付金 | ・ 7大疾病給付金 |

・ 特定療養給付金	・ 満了一時金
・ 高度障害による災害保険金	・ 障害給付金
・ 入院準備費用給付金	・ 女性入院給付金
・ 形成治療給付金	・ 女性特定手術給付金
・ 女性手術給付金	・ 先進医療給付金
・ 先進医療見舞金	・ 特定損傷給付金
・ がん特定手術給付金	・ がん女性特定手術給付金
・ がん退院後ケア給付金	・ がん治療給付金
・ がん診断給付金	・ 女性がん診断給付金
・ 重症化予防給付金	・ 治療開始給付金
・ 初期生活習慣病入院一時金	・ 7大疾病一時金
・ リビング・ニーズ特約の特約保険金	・ 生存祝金
・ がん健康支援金	・ 無事故給付金
・ 健康祝金	・ 女性応援給付金
・ 収入サポート年金	・ 満了祝金
・ メンタル疾患給付金	・ 収入保障給付金 など

- ・ 社員配当金
- ・ すえ置かれた保険金、給付金など

- 被保険者と保険契約者が同一である場合の保険料の払込免除
(主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合を除く)

(4) 指定代理請求特約・指定代理請求特約(2016)の留意事項について

- 指定代理請求人に保険金等をお支払いした場合、それ以後に重複してその保険金等のご請求を受けてもお支払いしません。
- 指定代理請求人に保険金等をお支払いした場合、当社は保険契約者または被保険者にその旨をご連絡しませんので、保険契約者または被保険者が認識しないまま、ご契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 保険契約者または被保険者からご契約内容について当社あてご照会を受けたときは、保険金等のお支払いをしていること、またはご契約の全部または一部が消滅していること等を回答せざるを得ない場合があります。
- また、次の具体例のように被保険者本人がご自身の健康状態について知る可能性がありますので、お含み置きください。
 - リビング・ニーズ特約における特約保険金の一部支払い等により、

その事実を知る場合

- 生活習慣病入院給付金などが支払われたことにより、その事実を知る場合 など

- 指定代理請求人からご請求いただく場合、会社所定の請求書や保険金等の支払事由に該当したことを証明する書類等に加え、指定代理請求人の範囲内であることを証明する書類を提出いただきます。ご提出いただいた書類等で指定代理請求人の範囲内であることおよび保険金等を請求すべき適当な理由が確認できない場合には、保険金等のお支払いができないことがあります。また、親族以外の指定代理請求人からのご請求に対してお支払いする保険金等は原則保険金等の受取人ご本人様の口座へお振込みさせていただきます。
- 保険契約者が法人である場合、指定代理請求特約・指定代理請求特約(2016)は付加することができません。

3. ご契約内容ご家族説明制度について

保険契約者にご家族の連絡先を事前にご登録いただき、登録されたご家族に対して、保険契約者と同等の範囲で契約内容（注）の説明を可能とする制度です。

（注）過去の給付金等のお支払い内容や診断書などのセンシティブ情報は除きます。

(1)登録いただけるご家族について

- 登録いただけるご家族の範囲は次のいずれかに該当する方のうち2名までです。なお、主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合、1名は保険契約者代理人と同一人となります。

- (1) 保険契約者の配偶者、直系血族、3親等内親族
- (2) 被保険者の配偶者、直系血族、3親等内親族
- (3) その他保険契約者代理人または指定代理請求人として会社が認める範囲の者

- 海外に居住している方は、ご登録の対象外となります。
- 保険契約者は、上記の範囲内で登録されたご家族を変更することができます。

○保険契約者は、ご家族の登録が不要となった場合には、登録を廃止することができます。この場合、本制度は終了します。

(2)ご契約内容ご家族説明制度の留意事項について

- 保険契約者は、本制度の利用にあたり、事前にご家族に説明し、了解を得てからお申込みください。
- 保険契約者が法人である場合は、本制度の対象外となります。
- 登録時や保険契約者と連絡がとれない場合等、当社から登録されたご家族へ連絡することがあります。
- 登録されたご家族への説明を希望された場合、定期的な通知を登録されたご家族へお送りする場合があります。
- 登録されたご家族はご契約に関するお手続きはできません。ただし、登録されたご家族が保険契約者代理人と同一人である場合を除きます。
- 保険契約者が死亡した場合または保険契約者を変更した場合、本制度は終了します。

9. 保険種類の変更について

「特定疾病保障定期保険」は「介護・特定疾病定期保険」となります。

- 死亡、高度障害状態・所定の要介護状態または特定疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）になったときに保険金をお支払いします。
要介護状態とは次のいずれかに該当した状態をいい、公的介護保険制度の要介護状態と異なります。
 - (1)常時寝たきり状態で、次のア．に該当し、かつ、イ．～オ．のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
 - ア． ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
 - イ． 衣服の着脱が自分ではできない。
 - ウ． 入浴が自分ではできない。
 - エ． 食物の摂取が自分ではできない。
 - オ． 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。
 - (2)器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

「生存給付金付定期保険特約」は「定期保険特約」となります。

○特約生存給付金のお支払いはありません。

「女性入院特約」および「無配当女性入院特約」は「無配当新女性医療特約」となります。

○次の手術を受けたとき、形成治療給付金をお支払いします。

- 瘢痕（傷痕・手術痕等）に対する植皮術・瘢痕形成術
- 足ゆびの後天的変形（外反母趾等）に対する形成術
- 乳房切除術

「無配当通院特約(医療保険)(01)」は「無配当新通院特約(医療保険)」となります。

○次の通院をしたとき、通院給付金をお支払いします。

- 所定の不慮の事故の日から180日以内の期間内に通院したとき
- 新総合医療保険の入院給付金が支払われる入院をし、その入院開始日の前日以前の60日または退院日の翌日以後の120日の期間内に通院したとき

次の有配当特約は無配当特約となります。

更新前特約	更新後特約
傷害特約	無配当傷害特約
災害入院特約	無配当災害入院特約
手術給付金付疾病入院特約	無配当手術給付金付疾病入院特約
成人病入院特約	無配当成人病入院特約
災害割増特約	無配当災害割増特約
通院特約	無配当通院特約
長期入院特約	無配当長期入院特約
特定損傷特約	無配当特定損傷特約
重度疾病保障特約	無配当重度疾病保障特約
新女性医療特約	無配当新女性医療特約
入院初期給付特約	無配当入院初期給付特約

10. 保険料の払込免除について

保険料の払込免除事由に該当された場合には、次期以後の保険料のお払込みを免除します。

保険料のお払込みが免除される場合には、指定契約の保険料については積立型終身保険（または積立保険）の積立金からの払込みは行われません。なお、積立型終身保険（または積立保険）の払込保険料は、保険料の払込免除の対象とはなりません。

(1) 死亡保障の保険料払込免除について

○普通定期保険、長期生活保障保険、新長期生活保障保険、介護定期保険（返戻金なし型）の場合、次の事由が生じたときには、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から保険料（各特約保険料も含みます）のお払込みを免除します。

- 被保険者が責任開始の時以後に生じた所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ保険料払込期間中に所定の身体障害の状態になったとき

(2) 介護保障・医療保障等の保険料払込免除について

○介護・特定疾病定期保険、介護・長期生活保障保険の場合、次のいずれかの事由が生じたときには、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から保険料のお払込みを免除します。

- 被保険者が責任開始の時以後に生じた所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ保険料払込期間中に所定の身体障害の状態になったとき

○介護終身年金保険、介護一時金保険、総合医療保険、がん医療保険、新総合医療保険、新がん医療保険、特定状態給付保険、介護保障保険、生活習慣病保険、3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）、生活習慣病保険（返戻金なし型）、新医療保険（返戻金なし型）、新がん保険（返戻金なし型）、医療保障保険（返戻金なし型）、医療保険（返戻金なし型）（2010）、医療保険L（返戻金なし型）（2011）、がん保険（返戻金なし型）（2015）、介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）、継続入院時収入保障保険の場合、次のいずれかの事由が生

じたときには、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から保険料（各特約保険料も含みます）のお払込みを免除します。

- 被保険者が責任開始の時（注）以後、疾病または傷害により保険料払込期間中に所定の高度障害状態になったとき
- 被保険者が責任開始の時（注）以後に生じた所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ保険料払込期間中に所定の身体障害の状態になったとき

（注）がん医療保険、新がん医療保険、生活習慣病保険、3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）、生活習慣病保険（返戻金なし型）、新がん保険（返戻金なし型）、がん保険（返戻金なし型）（2015）については、保険期間開始の時

○介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）の場合、次のいずれかの事由が生じたときには、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から保険料のお払込みを免除します。

- 被保険者が責任開始の時以後、疾病または傷害により保険料払込期間中に所定の高度障害状態になったとき
- 被保険者が責任開始の時以後に生じた所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ保険料払込期間中に所定の身体障害の状態になったとき
- 被保険者が責任開始の時以後に生じた傷害または疾病により保険料払込期間中に公的介護保険制度に基づく要介護1または2の状態に該当されていると認定されたとき

○認知症介護終身年金保険（返戻金なし型）、認知症介護一時金保険（返戻金なし型）の場合、次のいずれかの事由が生じたときには、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から保険料（特約保険料も含みます）のお払込みを免除します。

- 被保険者が責任開始の時（注）以後、疾病または傷害により保険料払込期間中に所定の高度障害状態になったとき
- 被保険者が責任開始の時（注）以後に生じた所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ保険料払込期間中に所定の身体障害の状態になったとき
- 被保険者が責任開始の時（注）以後に生じた傷害または疾病により

保険料払込期間中に公的介護保険制度に基づく要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき

(注) 軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）については、保険期間開始の時

○軽度介護定期保険、軽度介護終身保険（低解約返戻金型）の場合、次の事由が生じたときには、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から保険料のお払込みを免除します。

- 被保険者が責任開始の時以後に生じた所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ保険料払込期間中に所定の身体障害の状態になったとき

(3)引受基準緩和型医療保障の払込免除について

○引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）の場合、次のいずれかの事由が生じたときには、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から保険料（特約保険料も含みます）のお払込みを免除します。

- 被保険者が責任開始の時以後に生じた所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ保険料払込期間中に所定の高度障害状態・身体障害の状態になったとき

! ご留意ください

○健康支援特約が保険料払込免除となった場合、更新のお取扱いはしません。

○普通定期保険、長期生活保障保険、新長期生活保障保険が保険料払込免除となった場合、他の保険契約への加入のお取扱いをしません。

○以下の場合には保険料払込免除のお取扱いはしません。

- 次のいずれかによって高度障害状態となったとき
 - ・保険契約者または被保険者の故意
 - ・被保険者の自殺行為または犯罪行為
 - ・戦争その他の変乱(注)
- 次のいずれかによって身体障害の状態になったとき
 - ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ・被保険者の犯罪行為
 - ・被保険者の精神障害を原因とする事故

- ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ・ 地震、噴火または津波（注）
 - ・ 戦争その他の変乱（注）
- 次のいずれかによって要介護1または2の状態になったとき（介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）の場合）
- ・ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ・ 被保険者の犯罪行為
 - ・ 戦争その他の変乱（注）
- 次のいずれかによって要介護1以上の状態になったとき（認知症介護終身年金保険（返戻金なし型）、認知症介護一時金保険（返戻金なし型）の場合）
- ・ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ・ 被保険者の犯罪行為
 - ・ 戦争その他の変乱（注）
- （注）保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、保険料のお払込みを免除します。

11. 保険料払込みの猶予期間と失効、失効取消、復活について

保険料のお払込みには猶予期間がありますが、お払込みが遅れますとご契約の効力が失われます。

1. 保険料払込みの猶予期間と失効について

＜「保険王」「保険王プラス」「やさしさプラス」「かなえるプラス」「ハハの幸せ コの幸せ」の場合＞

保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合でも、払込期月の翌月1日から末日までを保険料払込みの猶予期間とします。なお、指定契約については、積立保険の積立金からのお払込みがないまま猶予期間が経過しますと、失効となり、ご契約の効力が失われます。

＜上記以外の場合＞

保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合でも次の猶予期間がありますが、お払込みがないまま猶予期間を過ぎ、保険料のお立替え（保険料の振替貸付）ができない場合、失効となり、ご契約の効力が失われます。

(1)年払・半年払契約の場合

払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までとなります。応当日（月単位）がない場合は、その月の末日までとします（ただし、契約成立日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです）。

(2)月払契約の場合

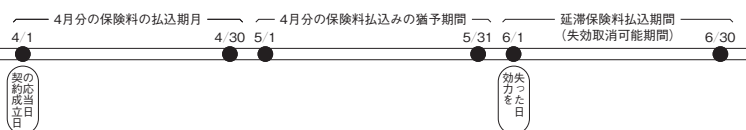
払込期月の翌月1日から末日までとなります。

2. ご契約の失効取消について

- ご契約が失効となり、効力が失われた場合でも、失効した日からその日を含めて**1か月以内**（以下「延滞保険料払込期間（失効取消可能期間）」（注）といいます）に延滞保険料等のお払込みがあり、かつ、会社が認めたときは、ご契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。この取扱いを「失効取消」といいます。

（注）延滞保険料払込期間（失効取消可能期間）は、ご契約が効力を失った日からその日を含めて、ご契約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までです。ただし、ご契約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

〔例〕月払契約の場合



- 延滞保険料払込期間（失効取消可能期間）中に保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合で、延滞保険料払込期間（失効取消可能期間）中に延滞保険料等のお払込みがないときは、保険金等のお支払いまたは保険料の払込免除を行いません。（注）

（注）保険契約者と被保険者が同一人であるご契約で、延滞保険料払込期間（失効取消可能期間）中に被保険者が死亡した場合には、ご契約の効力が失われなかったものとして取り扱い、延滞保険料等を差し引いて保険金等をお支払いすることがあります。

❗ ご留意ください

- 以下の場合、失効取消の取扱いは行いません。

- 保険契約者が返戻金の請求をしたとき（保険料払込期間中に返戻金のある商品の場合）
- お立替元利合計額または契約者貸付金の元利合計額が返戻金を超過したことによりご契約の効力が失われたとき
- ご契約が無効となったとき

3. ご契約の復活について

ご契約が失効となり、効力が失われた場合でも、ご契約の復活ができます。

失効した日からその日を含めて**3年以内**（引受基準緩和型の商品の場合は**3か月以内**）なら会社の定めるお手続きをとっていただき、ご契約の復活をお申込みすることができます。この場合には、復活に伴う所定の金額のお払込みに先立って、あらためて告知または会社指定の医師による診査をしていただきます。なお、被保険者の健康状態などによっては、ご契約の復活をお断りすることがあります。会社が復活のお申込みを承諾したときは、その承諾した日を含む月の翌月末日までに所定の金額をお払込みいただきます。このお払込みのあった時からご契約は効力を復活するものとし、その日を復活の日といいます。

❗ ご留意ください

- 復活に際して告知いただいた内容が事実と異なる場合には、保険金、給付金等をお支払いできない場合があります。
また、復活の日からその日を含めて**3年以内**に被保険者が自殺したとき等免責事由に該当する場合には、保険金、給付金等をお支払いできません。
- 軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）は、復活の日から所定の期間内に支払事由が発生した場合は、お支払いできません。
- がん医療保険、新がん医療保険、生活習慣病保険、生活習慣病保険（返戻金なし型）、新がん保険（返戻金なし型）、がん保険（返戻金なし型）（2015）、がん通院特約、がん特定手術特約、がん女性特定手術特約、がん退院後ケア特約、がん治療給付特約、がん診断給付特約、女性がん診断給付特約、新がん診断給付特約、新女性がん診断給付特約、7大疾病一時金特約（返戻金なし型）および3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）におけるがん給付は、復活の日から所定の期間内に支払事由が発生した場合は、お支払いできません。
- 介護・特定疾病定期保険、特定疾病特約、介護・特定疾病定期保険特約、介護・特定疾病終身保険特約における乳房の悪性新生物に対する給付は、復活の日から所定の期間内に支払事由が発生した場合は、お支払いできません。

○以下の場合、復活の取扱いはいりません。

- 保険契約者が返戻金の請求をしたとき（保険料払込期間中に返戻金のある商品の場合）
- ご契約が無効となったとき
- 特別条件付のご契約が失効した場合で、失効後2年が経過したとき
（なお、特別条件付の各種特約を付加したご契約が失効した場合、失効後2年を経過すると各種特約の復活のお取扱いはできなくなります）

12. 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱いについて

○契約成立日（主契約の更新日）が2010年3月2日以降で、保険料の払込方法（回数）が年払・半年払のご契約の場合、保険料をお払込みいただいた後に、ご契約の消滅等（注1）により、保険料のお払込みが不要となった場合は、次の額をお支払いします。

＜お支払いする額＞

すでにお払込みいただいた保険料（注2）のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する契約成立日の応当日（月単位）からその月ごとの応当日の属する保険料払込期間の末日までの月数に対応する保険料相当額

（注1）ご契約の消滅等には、ご契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。

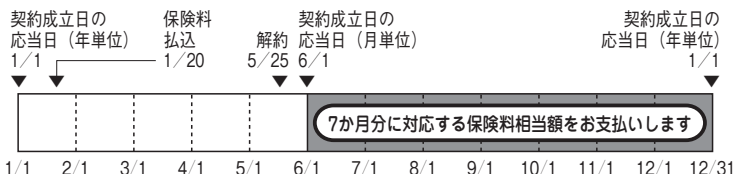
（注2）保険料の一部のお払込みを要しなくなった場合は、そのお払込みを要しなくなった部分に限ります。

【年払契約】

＜ご契約例＞ 契約成立日の応当日（年単位）：1月1日
契約成立日の応当日（月単位）：毎月1日

1月20日に年払保険料を払込んだ後、5月25日にご契約を解約した場合

⇒保険料のお払込みを要しなくなったのはご契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する契約成立日の応当日（月単位）は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



！ ご留意ください

払込方法（回数）が月払の場合、および「保険王」「保険王プラス」「やさしさプラス」「かなえるプラス」「ハハの幸せ コの幸せ」の場合は、前記「保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い」はありません。

13. 保険契約者、死亡保険金等受取人の変更について

1. 保険契約者の変更について

- 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得て、保険契約者を変更することができます。
- 保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（保険金受取人を変更する権利、保険料を支払う義務など）はすべて新しい保険契約者に引継がれます。

2. 死亡保険金等受取人の変更について

(1) 死亡保険金等受取人の変更について

- 保険契約者は死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金等受取人を変更することができます。
- 死亡保険金等受取人を変更される場合には、すみやかに当社へご通知ください。新しい死亡保険金等受取人に変更するお手続きをしていたきます。
- (注) 当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金等受取人に死亡保険金等をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の死亡保険金等受取人から死亡保険金等の請求を受けても、当社は死亡保険金等をお支払いしません。

(2) 遺言による死亡保険金等受取人の変更について

- 保険契約者は死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金等受取人を変更することができます。この場合、保険契約者が亡くなった後、保険契約者の相続人から当社へご通知ください。
- 死亡保険金等受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。
- (注) 当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金等受取人に死亡保険金等をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の死亡保険金等受取人から死亡保険金等の請求を受けても、当社は死亡保険金等をお支払いしません。

(3) 死亡保険金等受取人が死亡した場合

- 死亡保険金等受取人が亡くなったときは、すみやかに当社へご通知く

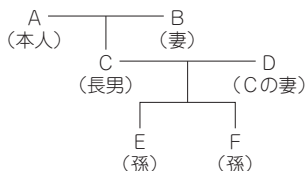
ださい。新しい死亡保険金等受取人に変更するお手続きをしていただきます。

- 死亡保険金等受取人が亡くなった時以後、死亡保険金等受取人の変更が行われていない間は、死亡保険金等受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金等受取人とします。

なお、死亡保険金等受取人となった方が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等とします。

〈ご契約例〉

- 保険契約者・被保険者 A（本人）
- 死亡保険金受取人 B（妻）…… 受取割合 40%
 C（長男）… 受取割合 60%
- Aさんより先にCさんが亡くなりその後死亡保険金受取人の変更手続きが行われていない間は、Cさんの法定相続人のDさん、Eさん、FさんがCさんに代わる死亡保険金受取人となります。
この場合、Dさん、Eさん、Fさんの受取額は均等（同額）となります。



受取割合	
Bさん…40%	60%（Cさんの受取割合）
Dさん…20%	
Eさん…20%	
Fさん…20%	

！ ご留意ください

被保険者と死亡保険金等受取人の同時死亡等、保険金の支払事由の発生形態によっては、お取扱いに差異が生じることがあります。

14. 債権者等による解約について

(1) 債権者等による解約について

○保険契約者の差押債権者、破産管財人等（以下「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が会社に着いた日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

(2) 保険金、給付金等の受取人によるご契約の存続について

○債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が会社へ通知された時において、以下のすべてを満たす保険金等の受取人は、ご契約を存続させることができます。

- ① 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ② 保険契約者でないこと

○保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が会社へ到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。

- ① 保険契約者の同意を得ること
- ② 解約の通知が会社へ到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を、債権者等に対して支払うこと
- ③ 上記②について、債権者等に支払った旨を会社に対して通知すること

15. 保険金等のご請求に関する訴訟について

保険金等のご請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

16. 諸請求に必要な書類について

1. 保険金、給付金等のご請求について

被保険者が死亡（高度障害状態に該当）したときなどには、すぐに当社の担当者またはお客様サービスセンターへお知らせください。

保険金、給付金等のご請求に必要な書類は約款、特約の別表をご参照ください。

！ ご留意ください

- 当社は、別表に記載された書類以外の書類のご提出を求めること、別表に記載された書類の一部を省略して取り扱うこと、または別表に記載された書類の提出以外の会社の定める方法を取り扱うことがあります。
- 保険金、給付金等のご請求に際し、当社にご提出いただく書類の手配に関する諸費用は、受取人の負担となります。
- 代理人によるご請求の場合、別表に記載の必要書類の他に、受取人が保険金等をご請求できない事情の存在を証明する書類が आवश्यकとなります。
- 保険金、給付金等のお支払いの判断にあたって、内容の確認にお伺いすることや会社の指定した医師の診断をお受けいただく場合があります。
- 保険金、給付金等のご請求は、請求権者が権利を行使できるようになった時から3年間をすぎると、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。
- 成年後見（補助、保佐、後見）開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合は、当社にその登記事項証明書をご提出ください。

2. その他のご請求について

保険契約に関する諸請求には次の書類が必要です。お手続きが必要となった場合には、当社の担当者またはお客様サービスセンターへお知らせください。

請求に必要な書類 請求する事項	会社所定の 請 求 書	保険契約者の 印 鑑 証 明 書	会社所定の 告 知 書
保険契約の復活	●		●
保険契約者に対する貸付	●	●	
保険料払込方法の変更	●		
保険料の払込停止・再開	●		
保険料の変更	●		
払済保険への変更	●		
延長保険への変更	●		
保険金額等の減額	●	●	
解約	●	●	
積立金の引出し(一部解約)	●	●	
保険金等受取人の変更	●	●	
保険契約者の変更	●	●	

❗ ご留意ください

- 当社は、上記以外の書類のご提出を求めること、上記書類の一部を省略して取り扱うこと、または上記書類の提出以外の会社の定める方法を取り扱うことがあります。
- ご契約の復活のご請求に際して、会社の指定した医師の診断をお受けいただく場合があります。
- ご契約に関する諸請求に際し、当社にご提出いただく書類の手配に関する諸費用は、保険契約者の負担となります。
- 成年後見（補助、保佐、後見）開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合は、当社にその登記事項証明書をご提出ください。

17. 保険金等の支払期限について

○保険金等のご請求があった場合、当社は、必要書類が当社に到着した日（注）の翌日からその日を含めて5営業日以内に保険金等をお支払いします。ただし、保険金等をお支払いするための確認・照会が必要な場合は、以下のとおりとします。

	保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
1	保険金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 (1) 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 (2) 保険金等の免責事由に該当する可能性がある場合 (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合 (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	必要書類が当社に到着した日（注）の翌日からその日を含めて45日以内にお支払いします。
2	上記1の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 (1) 弁護士法にもとづく照会その他法令にもとづく照会が必要な場合 (2) 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 (3) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 (4) 日本国外における調査が必要な場合	必要書類が当社に到着した日（注）の翌日からその日を含めて180日以内にお支払いします。

（注）必要書類が当社に到着した日とは、完備された必要書類が当社に到着した日をいいます。

○やむを得ず上記期限をこえてお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。

○保険金等をお支払いするための上記1・2の確認に際し、保険契約者・被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当社はこれによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いしません。

定 款

(実施 1947.7 / 改正 2019.7)

第1章 総 則

第1条 名称

当社は、朝日生命保険相互会社といい、英文ではAsahi Mutual Life Insurance Company と表示する。

第2条 目的

当社は、次の業務を行うことを目的とする。

- (1) 生命保険業
- (2) 他の保険会社（外国保険事業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- (3) 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- (4) その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

第3条 本社の所在地

当社は、本社を東京都新宿区に置く。

第4条 機関

1. 当社は、社員総会に代わるべき機関として総代会を置く。
2. 当社は、次の機関を置く。
 - (1) 取締役
 - (2) 取締役会
 - (3) 監査役
 - (4) 監査役会
 - (5) 会計監査人

第5条 公告の方法

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 基 金

第6条 基金の総額

当社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。以下同じ。）は2,570億円とする。

第7条 基金の抛出者の権利

1. 当社は、基金の抛出者に対し、基金抛出契約書の定めるところに従い、基金の償却を行う。ただし、当社は、基金の抛出者との合意により、その期日の到来前に基金

の償却を行うことがある。

2. 当会社は、拠出期日の異なる基金がある場合は、後に拠出された基金の償却は、先に拠出された基金を全額償却した後に行う。
3. 当会社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約に定める利率で基金利息を支払う。

第8条 基金の償却の方法

1. 当会社は、基金の償却を目的として、基金償却準備金を積み立てることができる。
2. 基金の償却は、取締役会の決議により行い、償却する金額に相当する基金償却準備金を基金償却積立金に振り替える。
3. 前各項に定める方法によるほか、総代会の決議により第40条の剰余金処分において、基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。

第3章 社 員

第9条 社員の範囲

1. 当会社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。
2. 剰余金の分配のない保険契約に係る保険料の総額は、全保険契約に係る保険料の総額の100分の20をこえないものとする。ただし、その計算方法は、保険業法施行規則第33条第3項に従うものとする。

第10条 社員の責任

社員は、保険契約により既に払い込んだ保険料をこえて責任を負わない。

第11条 社員の権利義務の承継

社員は、当会社の承諾を得て、他人にその権利義務を承継させることができる。

第12条 退社員の権利

退社した社員は、保険約款に定めたもののほか、当会社に対して権利を有しない。

第4章 総 代 会

第13条 総代会の構成

総代会は、社員の中から選出された総代で、これを構成する。

第14条 総代の定数

総代の定数は150名とする。

第15条 総代の任期

総代の任期は4年とし、その再任を妨げない。ただし、通算8年を限度とする。

第16条 選挙による総代の選出

1. 総代の選出は、社員による選挙で、これを行う。
2. 社員の総代を選挙すべき権利は1人1個とし、選挙権は、他の社員に委任してこれを行わせることができる。

第17条 選挙に代わる総代の選出

1. 総代の選出は、前条の社員による選挙に代えて、第18条の総代候補者選考委員会が社員の中から総代候補者を選考して推薦に関する公告を行い、各総代候補者に対して社員が信任を可としない場合に投票権を行使する方法によることができる。
2. 前項による場合、社員の投票権は1人1個とし、公告の日の属する事業年度中の8月1日における社員をもって投票権を有する社員とみなす。
3. 信任を可としない投票を行った社員の数が、投票権を有する社員の10分の1に満たない総代候補者は、総代に選出されたものとする。
4. 信任を可としない投票を行った社員の数が、投票権を有する社員の10分の1以上に達した総代候補者があるときは、その員数について改めて総代の選挙を行う。ただし、その員数が、総代候補者総数の10分の1を超えないときは、この限りでない。
5. 前項の選挙または第19条の補欠選挙を本条の規定によって行うときは、当会社は、投票権を有する社員に関する事項を公告する。

第18条 総代候補者選考委員会

1. 当会社に総代候補者選考委員会を置く。
2. 選考委員会は、社員の中から総代会で選任された選考委員で、これを構成する。
3. 選考委員の定数は12名以内とし、その任期は選任された時から推薦による選出の終了の時までとする。
4. 選考委員の選任される回数は4回を限度とする。

第19条 補欠総代の選出

1. 総代に欠員を生じても定数の半数を下らない間は、補欠選挙を行わないことができる。
2. 補欠総代の任期は前任者の残期間とし、当該期間は第15条の通算限度に算入しないものとする。

第20条 選挙細則および推薦細則

1. 総代の選挙細則および推薦細則は別にこれを定める。
2. 前項の細則を変更するには、総代会の決議を要する。

第21条 定時総代会の開催

定時総代会は毎事業年度終了後4カ月以内にこれを開く。

第22条 総代会の議長

総代会の議長は社長がこれに当たり、社長を欠きまたは社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれに当たる。

第23条 総代の議決権

1. 総代会における総代の議決権は1人1個とする。
2. 総代は他の総代を代理人としてその議決権を行使することができる。

第24条 決議の方法

総代会の決議は、法律または本定款に別段の定めがある場合のほか、総代の2分の1

以上が出席し、出席した総代の過半数により決する。

第5章 評 議 員 会

第25条 評議員会

1. 当会社には、評議員会を置く。
2. 評議員会は、社員から提出された会社経営に関する意見および取締役会が付議した事項を審議する。
3. 当会社は、前項の規定により審議した事項について、次の総代会に報告する。
4. 評議員会は、社員および学識経験者等の中から総代会で選任された評議員で、これを構成する。
5. 評議員の員数は、15名以内とする。
6. 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、再任の場合は原則として3期を超えることはできない。
7. 評議員会細則は別にこれを定める。
8. 前項の細則を変更するには、総代会の決議を要する。

第6章 役 員 等

第26条 取締役および監査役の員数

当会社の取締役は15名以内とし、監査役は5名以内とする。

第27条 取締役および監査役の選任

取締役および監査役は、総代会において選任する。

第28条 取締役および監査役の任期

1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。ただし、共に再任を妨げない。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残期間とする。

第29条 役付取締役

取締役会の決議で、会長1名、社長1名、副社長若干名、専務取締役若干名および常務取締役若干名を選定することができる。

第30条 代表取締役

代表取締役は取締役会の決議でこれを選定する。

第31条 常勤の監査役および常任監査役

1. 監査役会は、その決議により常勤の監査役1名以上を選定する。
2. 監査役会は、その決議により常任監査役1名を選定することができる。

第32条 取締役会および監査役会の招集通知

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、監査役会の招集通知は、

各監査役に対して、それぞれ会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。

第33条 取締役会の決議の省略

当会社は、保険業法第53条の16において準用する会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第34条 取締役会および監査役会の規則

取締役会および監査役会の規則は別にこれを定める。

第35条 取締役および監査役の報酬等

取締役および監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ総代会の決議によって定める。

第36条 取締役および監査役の責任免除

1. 当会社は、取締役会の決議をもって、保険業法第53条の33第1項の取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当会社は、社外取締役および社外監査役との間に、保険業法第53条の33第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第37条 会計監査人の責任免除

当会社は、会計監査人との間に、保険業法第53条の33第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

第38条 事業年度

当会社の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第39条 損失てん補準備金

当会社は、損失てん補準備金を基金の総額まで積み立てるものとする。

第40条 剰余金の処分

1. 決算において生じた剰余金は、基金利息を控除した後、損失てん補準備金、基金償却積立金、基金償却準備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金、別途準備金、その他に処分することができる。
2. 前項において社員配当準備金、社員配当平衡積立金に積み立てる金額の合計額は、保険業法施行規則第30条の4で定める金額の100分の20以上とする。

第41条 社員配当金

社員配当準備金は、保険約款に定めた方法に従ってこれを配当する。ただし、その全

部または一部を次年度に繰り越すことができる。

第42条 損失てん補の順序

決算において不足を生じたときは、別途準備金、その他の積立金、社員配当平衡積立金、社員配当準備金、損失てん補準備金、基金償却積立金の順序でこれをてん補する。

第8章 雑 則

第43条 定款変更

この定款の変更は、総代の2分の1以上出席した総代会において、出席した総代の4分の3以上の多数により決する。

附則

第1条 平成27年度の基金の抛出者の権利に関する事項

1. 平成27年度の基金の抛出者に対しては、第7条第1項の基金の償却を、保険業法第55条第2項の範囲内で、基金抛却契約後10年経過後の償却期限の到来日までに行う。
2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。この場合において、次条を自動的に繰り上げる。

第2条 平成28年度の基金の抛出者の権利に関する事項

1. 平成28年度の基金の抛出者に対しては、第7条第1項の基金の償却を、保険業法第55条第2項の範囲内で、基金抛却契約後10年経過後の償却期限の到来日までに行う。
2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。

■ 約款のレイアウトについて

「約款」をお読みになる際は、以下を参考にしてください。

1 **〈本文〉**
この約款の「本文」です。

2 **〈補足説明〉**
・「本文」に記載した用語について、説明しています。
(例：* 1、* 2…)
・補足説明の中でさらに補足を加えている場合もあります。
(例：A、B…)
※補足説明も約款の一部ですので、本文とあわせてお読みください。

【記載例】

3 給付金等の支払いについて

第4条 給付金・税金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金または税金を支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または税金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第5条）に該当するときは支払しません。なお、給付金または税金の支払いに関しては、第1条（保険契約の型）の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金・税金の種類に限りします。

支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
入院給付金 被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たし入院したとき (1) 責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*5への入院 (4) 入院日数が1日*6以上の入院	1回の入院につき、 (入院給付金日額) × (入院日数)	入院給付金受取人
入院初期療養給付金 被保険者が、保険期間中に入院給付金が支払われる入院をしたとき	1回の入院につき、 (入院給付金日額) × (入院日数) (注) 入院開始から入院日数30日分を限度として入院給付金に加えて支払います。	入院給付金受取人

第4条 補足説明

*1 入院

医師による治療*6が必要であり、かつ自宅等での治療*6が困難なため、病院または診療所*5に入り、常時医師*6の管理下において治療*6を受けることをいいます。ただし、入院時の医学的状況、医学的常識に照らし、適切な、合理的な入院に限りします。

A：手術における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
B：柔道整復師による施術を含みます。

*2 責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第19条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*3 傷害

責任開始の時*2以後に生じた不審な事（別表1*）を直接の原因とする傷害をいいます。

★別表1（P.332参照）、別表2（P.333参照）、別表3（P.335参照）、別表4（P.335参照）、
別表5（P.336参照）

3 **〈脚注〉**
「別表」や「更新（変更）のしおり」などを参照している部分について、その参照先のページを記載しています。
※脚注は約款ではありません。

※約款中の文言の後ろの条文の番号は、その文言について規定されている箇所を表しています。

（例）免責事由（第5条）

なお、同じ条文中にその文言が2回以上ある場合は、2回目以降の記載は省略します。

66

朝日生命からのお願い

- 転居、町名変更その他ご契約に関する諸手続き（名義変更、改姓など）の場合には、お手数ですが当社の担当者またはお客様サービスセンターにすぐお知らせください。
- ご契約に関するご照会やご通知の際には保険契約記号番号、保険契約者と被保険者のお名前およびご住所を明記してください。
- 諸手続きをされる場合には、お申出された方が保険金等の受取人、または保険契約者ご本人であることを確認させていただいておりますので、ご本人であることを証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード等）をご用意ください。
- 保険契約についてのお問合せやご相談は、当社の担当者、またはお客様サービスセンターにお申出ください。

指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

個人保険のご契約に関するご相談、お手続きのご案内などは、
お客様サービスセンターへお問い合わせください。

○フリーダイヤル



ナイス・コミュニケーション

0120-714-532

受付時間：月曜日～土曜日 9：00～17：00

（日曜日、祝日、年末年始を除きます）

○次の場合にもお客様サービスセンターへお問い合わせください。

- ・ ご契約に関するご照会
- ・ ご契約に関する苦情
- ・ 告知に関するご照会
- ・ 店舗のご案内

○ご照会内容により、次の方からのお申出をお願いいたします。

- ・ ご契約内容・諸手続きに関するご照会→保険契約者ご本人様
- ・ 保険金等請求のご照会→保険契約者ご本人様または保険金等のお受取人様

あさひマイページのご案内

個人保険にご加入のお客様がご利用いただけるインターネットサービスです。
ご登録いただくことで、パソコン・スマートフォンにてご契約内容のご確認
等いただけます。

○あさひマイページ

朝日生命のホームページ（<https://www.asahi-life.co.jp>）

*ご契約の内容により「あさひマイページ」ではお取扱いでき
ない場合があります。

また、ケガ（災害原因）でのご請求はお取扱いできません。



朝日生命保険相互会社

本社／〒160-8570 東京都新宿区四谷 1-6-1

